

駐留米軍をめぐる政府と議会の関係

—ジラード事件への対応を中心に—

倉 林 直 子

【はじめに】

2011年8月、菅直人内閣の松本剛明外務大臣は、在日米軍関係者の公務外の犯罪について、「重要事件」以外の裁判権を日本側が放棄することに合意した1953年の秘密文書を公開した。旧日米安全保障条約における在日米軍の地位を定めた日米行政協定が1953年に改定される際、公務外で生じた米軍関係者の犯罪に対する裁判権は日本当局に移されたが、その交渉過程で日米政府が裁判権放棄について協議していたことを示す文書が含まれていた¹。2008年、アメリカ公文書によってこの「密約」の存在を明らかにした共同通信記事によると、1953年から5年間、日本側は米兵による事件の97%で裁判権を放棄していたという²。

在日米軍関連事件の大部分の裁判権が放棄された1950年代において、1957年に群馬県で起こった米軍による日本人農婦殺害事件、いわゆるジラード事件は特筆すべきものであった。日米双方が、農婦を射殺したウィリアム・S・ジラード（William S. Girard）の裁判権を主張し、最終的に裁判権を放棄したアイゼンハワー政権は国内の激しい批判にも関わらず、本決定を覆すことはなかった。これは米国当局がジラード事件を第一次裁判権を放棄すべき「重要事件」と判断したことを意味する。

アイゼンハワー政権はなぜジラードの裁判権を放棄し、その決定を覆さなかったのだろうか。既存の研究では、その理由として、アメリカ側の裁判権保持は日本人の対米感情の悪化を招くという危惧をアメリカ政府が持ったということが挙げられている。例えば、池田直隆は、同時期に台湾で起こった米国大使館襲撃事件の契機となった米兵の犯罪行為およびその裁判問題との比較からジラード事件の再検討を行った論文の中で、アイゼンハワー政権のジラードに対する裁判権放棄には、本事件の翌年に開始される日米安全保障条約改定交渉を控え、「対日関係の悪化を回避したい米国政府の政治判断」が存在したと指摘する³。また、日米行政協定を歴史的に分析した研究の一部でジラード事件を取り上げた明田川融は、米国当局は、アメリカ側の裁判権放棄の撤回によって、日本国民の間に行政協定をはじめ日米安全保障体制を構成する取り決めに対する不信感が生まれることを危惧し、さらにその取り決めを破棄しようとする動きが日本だけでなく極東に広がるかもしれないと考えたと論じている⁴。

しかしながら、ジラード事件において、アイゼンハワー政権が不安を感じたのは日本の動きだけではない。当時の国務長官ダレス(John Foster Dulles)は、ジラード事件に対する一部の議員の過剰な反応が、極東におけるアメリカの地位を危険にさらしてしまうのではないかとの懸念を示していた⁵。本稿では、アメリカの議会、メディア、世論のジラード事件への反応に注目し、アイゼンハワー政権のジラード事件への対応にアメリカ国内の動きがどのように影響したのかを考察する。また、海外の駐留米軍や日本に対するアメリカ人の見方が政府とその他のアメリカ人の間で異なっていたことも論じる。これらを検討することにより、対外政策に関するアメリカ政府と、メディアや世論に後押しされた議会との関係の一側面が示されるであろう⁶。

一次資料として、アメリカ政府の資料に加え、連邦議会議事録やアメリカの新聞、雑誌、さらに当時ホワイトハウスに届き、現在アイゼンハワー図書館に所蔵されている一般のアメリカ人からの手紙や電報を用いる。

【事件の経緯】

1957年1月30日、群馬県相馬村にあったキャンプ・ウェア演習場にて米陸軍第八騎兵連隊第二大隊所属のジラード三等特技下士官が演習場内に捨てられた空薬莢拾いに集まってきた住民に薬莢を与えるようなしぐさをし、このため近づいてきた住民の1人である坂井なかの背中に向けて空包を装填した銃を発射、彼女は死亡した。ジラードを逮捕し取り調べを行った米軍は2月4日、射撃した弾丸が日本人女性に命中したというジラードの自供を群馬県警と前橋地方検察に連絡し、5日にはジラードの所属する第一騎兵師団の師団長が、この事件は事故であると断定した。さらに米軍はジラードが発砲したのは公務遂行中であるとの根拠のもと、アメリカ側が彼の第一裁判権を持つのは当然であるとした。一方、前橋地検は、休憩中に日本人女性を誘い射殺したことは行政協定に書かれている公務とは何の関係もないと主張した⁷。

ジラードの行為をもっとも厳しく批判し、世論喚起の中心を担ったのは日本社会党の議員であった。群馬県出身の茜ヶ久保重光衆議院議員は2月5日、衆議院内閣委員会でこの事件を取り上げ、日本政府は米軍にジラードの日本への引き渡しを求めるべきだと主張した。同日、日本社会党はジラードの行為に対し公に抗議し、この問題の「根本的解決策である五百余カ所に及ぶ米軍基地の返還と不平等条約改廃」のため戦い続けることを表明した⁸。社会党議員は、この殺人が「事実上占領期の軍隊による傲慢な行為」の典型であると非難し、各地で集会を開き、内閣の調査を求め、日本政府にジラードに対する裁判権を取るよう要求した⁹。

2月16日、日本政府が日米合同委員会での決着をアメリカ政府に正式に申し入れ、3月7日、アメリカ側が協議に合意、3月15日以降開かれた6回の会合でジラードの行為が公務執行中のものであったか否かが討議された。5月16日、「外交折衝に頼ることは非生産的で愚かである」としたアメリカ側は、ジラードが公務中であり、第一次裁判権はアメリカにあるとの主張を維持したまま、日本での裁判を認める決定をした¹⁰。

この決定に対し、アメリカでは議会、退役軍人団体、そして一般人の間で

多くの批判が巻き起こった。5月17日、ウィルソン(Charles E. Wilson) 国防長官は事件の完全な調査が終わるまではジラードをアメリカの保護下に置くよう在日米軍当局に指示した。しかしながら最終的に6月4日、ダレス國務長官とウィルソン国防長官がジラードの行動は容認されるものではなく、それゆえ公務外であり、日本で裁かれるべきであるとの共同声明を出し、日本の裁判所でのジラードの裁判は在日米軍を治める日米の合意と完全に一致するとも主張した。さらに翌日、アイゼンハワー大統領も公式に日本におけるジラードの裁判に対して同意を示した¹¹。

この決定を受けて、6月6日、ジラードの親族がジラードの釈放とアメリカでの裁判を求め、連邦地方裁判所に対し、人身保護令状の発布を申請した。連邦地方裁判所のマクガラギー(Joseph C. McGarraghy) 判事は6月18日、人身保護令状請求は棄却したものの、ジラードの日本への身柄引き渡しを禁止する判決を下した¹²。アメリカ政府は協議の末、本件を連邦最高裁判所に直接上告することを決定した。ジラードを日本に引き渡すアメリカ政府の権限を認める判決を最高裁判所が下す7月12日まで、アメリカ国内ではこの問題に対する批判がさらに強まり、海外に駐留する米軍に関する問題であるが故に、国際的な注目も集めることとなった。

【裁判権引き渡しに対するアメリカの反応】

5月16日の米軍当局による裁判権譲渡の決定は、ジラードに関するアメリカ側の裁判権を否定したのではなく、アメリカ側が自発的に手放したに過ぎなかったが、この決定に対する反対がアメリカ国内で沸き上がった。さまざまな新聞、雑誌、テレビがジラード事件に対する世論の異常な反響に注目し、何度もこの話題を取り上げた。ジラードの出身地がある中西部の多くの新聞はもちろん、主要な新聞の中にもこの決定を批判し、アメリカ側の裁判を求めるものがあつた。例えば『ニューヨーク・タイムズ』はこの決定を「明らかな失敗、かつ日本の世論の圧力への明らかな屈服」であり、「日米安全保障条約を信用しない一般の社会主義者や反米要素にとって注目すべき宣伝の

勝利」であるとし、日本政府に対しジラードをアメリカの司法に戻すよう要請した。また、『ワシントン・ポスト』は、ジラード事件に対する日本側の態度が、第二次世界大戦の敗戦と米軍の占領に対する反感から出た主権意識の現れであると指摘する一方、正当な主張をしているアメリカがジラードの裁判権を持つことは少しも日本の主権を侵害するものではないとして、アメリカ側が裁判権を持つべきであると主張した¹³。

さらに議会でも混乱が起こっていた。5月の発表の直後、ジラードが「狼の中に投げ込まれた」と非難した共和党上院議員バター(John Butler)のように、議員の中には扇情的な言葉で行政の決定への不満を示す者が現れた¹⁴。ジラードをアメリカの保護下に置くというウィルソンの命令も、議会での混乱を抑える効果がなく、5月20日、下院本会議でこの軍の決定が取り上げられた。共和党下院議員であるバウ(Frank Bow)はこの決定に対する不満を示し、すべての議員にジラード事件に関心を持つよう促した。彼はジラードの日本への引き渡しを決定したアメリカ政府を非難し、上司の指示の下でアメリカの財産を銃で守ることは正式な公務であると主張した。彼の演説に続いて、10人の議員がバウへの支持を示し、アメリカ政府は日本がジラードの裁判権を持つか否か調査すべきであると主張した¹⁵。さらに、6月のダレスとウィルソンの共同声明により、議会では批判の嵐がいつそう強まることとなる¹⁶。

また、退役軍人の諸団体も政府を非難した。極東軍司令官がジラードの裁判権を日本へ委譲すると発表した5月16日以降、主要な団体の代表がホワイトハウスに電報を送り、政府の決定に対する強い反対を表明した。海外戦争参加在郷軍人会(Veterans of Foreign Wars)の会長であるホルト(Cooper Holt)は「すべてのアメリカ国民が、現在我々を守っている軍人の権利を守る義務がある」として、ジラードに対するすべての告訴を取り下げるよう促し、米国在郷軍人会(American Legion)の会長であるダニエル(Dan Daniel)は、あらゆる報告が公務中に起こったと示しているこの事件において、「政治、宣伝、その他のいかなる理由によろうとも」ジラードを日本の裁判所に引き渡すべ

きではないと主張した。また、米国退役軍人会(American Veterans)の会長であるストラダ(Dominick Strada)は、アメリカの防衛のために海外に駐留している軍人を「外交的な人質」にすべきではないと述べた¹⁷。この後、一般の人々に加え、在郷軍人会の各支部や元軍人を名乗る人々から多くの電報や手紙、嘆願書がホワイトハウスに届いた¹⁸。

連邦議会議事録や現在アイゼンハワー大統領図書館に残る手紙や電報を検討すると、ジラードの引き渡しに反対する議論は主に3つに分類される。まず、日本への引き渡しはジラードの憲法上の権利を剥奪しているという主張である。多くのアメリカ人はジラードが薬莖を巻いて被害者を呼び寄せたという、日本人が早くから知っていた事実を知らなかった¹⁹。それゆえ、彼らはジラードが公務で軍の財産を守り、日本人女性を偶然に撃ってしまったと信じており、ジラードを日本へ引き渡すことは、「アメリカの憲法と法ですべてのアメリカ国民に保障された保護と権利の否定」と考えた²⁰。例えば、共和党のグロス(Harold Gross)下院議員は、ダレスとウィルソンの声明は「制服を着た我々の軍人が、公務中であってもアメリカの国旗と尊い憲法の保護をもはや期待できない」ことを世界に表明していると訴え、共和党のミラー(Arthur Miller)下院議員は、アメリカ人である軍人は、どこに駐留していても憲法や国旗によって守られなくてはならず、それをしないことはその軍人を見捨てることであると主張した²¹。また、ホワイトハウスに送られた手紙や電報にも、ジラードの憲法上の権利剥奪という観点から日本への引き渡しに反対する意見が多くみられる²²。さらに、ジラードの人身保護令状請求に対する6月18日のマクガラギー判事の判決においても、ジラードの行為が公務執行中に行われたとの根拠のもとに、アメリカ政府の日本側へのジラードの裁判権の引き渡しはアメリカ憲法が保障するジラードの権利を侵すものであると述べられている²³。この主張は後述する北大西洋条約機構(NATO)の国々との地位協定反対の根拠のひとつでもあり、外国に駐留する米軍の権利を守るべきだという考えがアメリカ人の間でかなり強いことが伺える。



図1 ジラードを外交の犠牲として批判する報道

(出典 : *The Chicago Tribune*, 1957, William Girard (1), Box 254, General File 1958 (1), White House Central Files, Eisenhower Library)

第二に、ジラードは日本の共産主義勢力の扇動に屈したアメリカ政府の外交政策の犠牲になったという議論も目立つ。実際、日本人はジラード事件に関し、日米安全保障体制下の基地や米兵に対する不満を示しはしたが、ジラードの行為への憤りを反米運動や反基地運動に向けようとした社会党や共産党の動きを支持する者は少なかった²⁴。しかし、共産主義勢力に後押しされた日本の世論をなだめるためのアメリカ政府による政治的決定によってジラードが「見捨てられた」という主張は至る所に見られる。例えば、民主党のキー (Maude Kee) 下院議員は「アメリカ人は、行政の不確実な外交努力とし

て行われる疑わしい競売に息子たちをささげるよう求められているのか」と疑問を呈した²⁵。また、民主党のヘンフィル(Robert Hemphill)下院議員もアメリカ政府の政策を極東での威信を失墜する「愚かな外交政策」とし、ジラードが政治的な都合や弱い外交政策にてこいれをするための犠牲になるべきではないと訴えた²⁶。また、共和党のジェンナー(William Jenner)下院議員は、ジラードの裁判権放棄は「完全な政治的降伏」であり、誰かが喜んでジラードを「国際的なチェスボードの上で動く人質」にしていると指摘した²⁷。さらに、共和党のバーディック(Usher Burdick)下院議員は日本人をなだめるためにジラードを見捨てるという政府の行動はアメリカ史における汚点であるとした²⁸。同様の論調はホワイトハウス宛の手紙、電報だけでなく²⁹、一部新聞にも見られる³⁰。

最後に、アメリカ人の日本の司法制度と日本人への不信感もアメリカ人のジラード引き渡し反対の理由として挙げられる。実際、アメリカの占領の影響を受けた日本の司法手続きはアメリカの制度と類似していたが、多くのアメリカ人はそれを知らなかった³¹。彼らは陪審制の有無をはじめとするいくつかの相違点にのみ注目して、日本とアメリカの司法制度は異なっていると考える傾向にあった³²。被告人の権利を守るために陪審制度が不可欠であると考えたアメリカ人にとって、この制度を持たない日本に裁判を任せることはジラードの憲法上の権利の剥奪を意味した。さらに、ホワイトハウス宛の手紙、電報の中には、司法制度のみならず、第二次世界大戦中に敵であった日本人に対する偏見からジラードの引き渡しに反対するものも多くみられる。パールハーバーの記憶が色濃く残る1950年代後半、アメリカ人の中には、日本人とその司法制度に懐疑的であり、第二次世界大戦の日本人の「残虐さ」を指摘し、「ずるがしこい黄色人種」にジラードを裁判させることはアメリカ人と戦死者への裏切りだと考える者もいた³³。

また、議員の反応は、日本の裁判所が下す決定に対し、彼らが間違った認識を持っていることも露呈した。例えば共和党のリバーズ(Lucius Mendel Rivers)下院議員は、日本のタクシー運転手と口論になっただけの米兵が5年

の禁固刑の判決を受けたという例があると言い、また民主党のベイリー (Monroe Cleveland Bailey) 下院議員は、アメリカの裁判所では多くとも30から40日の拘留で済むような刑に日本で5年の禁固刑を課されたと主張した³⁴。しかしながら、実際は多くの場合、日本の裁判所はアメリカの裁判所よりも寛大な判決を下しており、そのことを認識していたアメリカ政府は国民に対しジラードが日本で公正な裁判を受けるという確信を何度も示していた。6月4日の共同声明の中でダレスとウィルソンは、日本でのジラードの裁判は完全かつ公平に行われると主張し、アイゼンハワーも記者会見で日本の裁判所が「著しく公正である」と強調した³⁵。これはまた、日本政府によっても主張され、6月13日の記者会見でジラード事件について尋ねられた岸信介首相は「アメリカの人々が、ジラードが日本で公平な裁判を受けるだろうと認識するときにこの問題全体が平和的に解決されると思う」と答えた³⁶。このように日米の政府が繰り返し日本の裁判の公正性を強調しなくてはならなかったということは、日本の司法制度に対するアメリカ人の不信の強さを物語っていた。

【地位協定への不満とパウ法案】

ジラード事件は当時アメリカが54の国と結んでいた地位協定に関わる事件であったために、日米だけではなく国際的に注目を浴びることになった。1951年に署名された「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」は米軍が駐留する国々との地位協定の基礎となっており、日米行政協定も米軍に対する裁判権を本協定と同様の基準で行使するという条項を含むものであった³⁷。しかし、駐留国に米兵の裁判権を与えるという条項に一部の議員が強硬に反対したため、この協定が1953年に上院で批准されるまでに2年の歳月が必要であった。この条項では米兵が公務中である場合とアメリカ人、あるいはアメリカの財産に対する攻撃にかかわる場合の2点においてアメリカがNATO加盟国に駐留する米軍の裁判権を行使することができる、つまり、この2点の場合以外は受け入れ国がその国に駐留する米軍の裁判権を行使す

ることができる」とされた³⁸。アメリカが NATO の国々の求めに応じ、国民の税金を使って親切心から米軍を駐留させていると考える者にとって、駐留国が米兵に対する裁判権を放棄することは当然であると同時に、米兵を外国が裁くことを許すのは米兵の憲法上の権利の剥奪を意味したのである³⁹。

地位協定の破棄を求める議員の急先鋒が共和党のバウ下院議員であった。彼は自身の選出州出身の若い海軍兵が日本でタクシーを盗んだとして逮捕され、3年の禁固刑を受けた1954年の夏から3年間、地位協定の破棄を訴え続けており、1955年と1956年に他の法案の修正という形で地位協定の改正を求め、他の国がその領域内に駐留する米軍に対する裁判権を持たないようにしようとした。しかし、その試みは成功しなかった。というのも、地位協定はよく機能し、アメリカと同盟国との緊張緩和に貢献しており、多くの議員はバウやその他の議員によって取られた孤立主義の立場を受け入れなかったからである⁴⁰。

しかし、『ニュース・ウィーク』が「ジラードを日本の裁判所に引き渡すという陸軍の決定に対し、強く抗議する手紙や電報、長距離電話が有権者から押し寄せるにつれて、多くの議員がバウ下院議員の流れに乗り始めた」と報じたように、ジラード事件により世論の高まりに直面した多くの議員が、有権者からの支持獲得のためバウ法案を容認したほうがよいと考えるようになった⁴¹。その結果、下院外交委員会は7月1日にバウ法案を18対8で可決した。ホワイトハウスの高官がジラード事件とバウ法案への対処に関して議論した時、共和党の議会指導者であるノーランド(William Knowland)上院議員は海外に駐留する米軍への同情を次のように示した。「平時に徴兵され、彼らの意志に反して海外に送られて任務についている若者は、裁判のために他の政府に引き渡されるべきではない。彼らはアメリカの制服を着ているのだ。」⁴² この意見は地位協定に対する多くの批判的な見方の典型であった。

しかしながら、すべての議員が地位協定に反対したわけではない。共和党のジャビッツ(Jacob Javits)上院議員は共産主義に対抗するアメリカの安全保障にとって地位協定が重要であることを強調し、これらの協定の廃止は「我々

の外交政策にとって有害で、自由世界の安全だけでなく我々の安全も危険にさらす」と訴えた⁴³。しかし彼は少数派であった。連邦議会議事録の中には、ジラード事件の後にジャビッツ以外の議員が地位協定廃止への反対を示した記録はなく、むしろバウ法案への賛成意見が多くみられる。したがって、アイゼンハワーをはじめとするアメリカ政府関係者は政府の決定を支持するよう一部の議員に働きかけることによって事態を收拾しようとしたのである。

【アイゼンハワー政権の懸念】

議員や退役軍人、一般国民と比べ、アイゼンハワー政権はジラード事件に対して冷静な態度をとった。ジラードを日本に引き渡すという日米合同委員会の決定を6月に支持して以降、アメリカ政府はどんなに厳しい議会や世論の批判にあってもそのスタンスを変えることはなく、事態が收拾するまで繰り返して日本に対する信頼を強調し、アメリカ人に政府の決定は正しいということを確認させようとした。その動きの裏には、ジラードの裁判権放棄を撤回することに関する2つの懸念があった。第一の懸念は、その撤回が日本人の怒りを促進し、日米関係を悪化させ、日本を中立主義、あるいは共産主義へと導いてしまうのではないかということであった。再武装した日本がアジアにおける封じ込め政策の負担を共有し、1950年代の冷戦状態の中で共産主義に対抗する強い役割を果たすことを望んでいた歴代のアメリカ政府が最も危惧したのは、極東における戦略の「要塞」である日本がアメリカから離れて中立化、あるいは共産化することであった⁴⁴。この懸念は1950年代後半、ソ連との国交正常化への希望を表明した鳩山一郎政権（1954.12-1956.12）や中華人民共和国との経済的・政治的関係改善を求めた石橋湛山政権（1956.12-1957.2）によって強められた。1957年2月に、アイゼンハワー政権の国家安全保障会議（NSC）は「アメリカの主要な目的—太平洋における強固な同盟—はいまだ達成されていない」、さらに日本はワシントンへの経済的・外交的依存を減らし、「中立化する」傾向にあると結論付けた⁴⁵。

2月に駐日大使に着任したマッカーサー(Douglas MacArthur II)もまた日本

が中立化することを恐れ、アメリカ政府に送る多くの電報の中で懸念を示している。実際に、彼はアメリカの日本における長期的な利益に関して悲観的な見方を示し、さらに日本が中立主義へ移行するであろうという不安を伝えていた。彼の見方は、6月に予定されていた岸首相のアメリカ訪問のために4月に開かれた日米間の事前会合の中での岸の発言に大きく影響されていた。その会合では、岸は戦争への嫌悪、日本に対するアメリカの軍事政策への不満、領土問題や中国への経済制裁に対する不満から生じた「アメリカへの不信と曖昧な感情」を持つ日本人が増えつつあることを指摘した。岸はアメリカが日本との「転機」を迎えつつあり、アメリカ政府が日本との基本的な問題を解決しなければアメリカの立場は「嫌悪と高まりつつある憎悪の空気の中で」次第に損なわれていくであろうとマッカーサーに伝えた⁴⁶。

アイゼンハワー政権内では、日本の裁判権保持を認めるか、あるいはアメリカ側の裁判権を主張するかが議論されていた5月の終わりに、マッカーサーの報告が大きな役割を果たしたと考えられる。例えば、5月24日にマッカーサーは日本の裁判がいかに整っているかを説明し、ジラードに対するアメリカ政府の裁判権の執行をアメリカ人が「既存の国際協定の侵害」であるとみなすことによって、日本人のアメリカへの信頼が揺るがされ、日本におけるアメリカの立場を損なうであろうとの懸念を示した。彼はジラード事件が「アメリカ政府の日本における重要な利益と日本との将来の関係という点において日本とアメリカ双方にとって最も深刻で広大な影響」を持つと考えた⁴⁷。翌日マッカーサーは、ダレスに送った長い手紙の中で、アメリカの利益にとってどれだけアジアにおける日本が重要か、また日本と共産主義国との協力によって日本がいかに絶望的な立場に置かれる可能性があるのかを強調し、アメリカ政府が日本人の国民感情に注意を払い、日本をアメリカ側につける積極的な努力をするよう勧めた⁴⁸。マッカーサーによる報告はやや誇張されたものではあったが、アイゼンハワー政権の決定に大きな影響を与えたことは確かである。結果として、アメリカ政府はジラードの日本の裁判所への引き渡しは日米関係の悪化と日本の中立化をもたらさうる決定の変更よ

りも良いと結論付けたのであった。

ジラードの裁判権放棄撤回に対する第二の懸念は、その撤回が一部議員の動きを後押しし、共産主義に対抗する防衛のために世界中に駐留する米軍に関する地位協定のシステム全体を麻痺させてしまうかもしれないということであった。前述のように、議員の中には政府の決定に対するアメリカ人の憤りを利用し、地位協定を破棄させようとする者がおり、特に、アイゼンハワー政権内ではすべての地位協定を破棄するというパウ法案が7月1日に下院外交委員会で可決されたことに対する強い懸念があった。

1957年の時点で79の国に100万人以上の自国の軍隊を駐留していたアイゼンハワー政権にとって、地位協定は米軍の受け入れ国とアメリカの間にしばしば起こる緊張関係を緩和するために重要なものであった⁴⁹。特に、最大の争点のひとつは外国人に対する犯罪で訴えられた米兵に対する裁判権であり、地位協定はこれらの緊張を緩和するために締結され、実際、6年間その目的のために適切に運用されてきた⁵⁰。さらに、アイゼンハワーや他の政府関係者が議員に対してたびたび説明したように、駐留国は犯罪を起こした米兵の裁判権をかなりの確率で放棄し、裁判権を行使した場合でも、アメリカで裁くよりも軽い刑を科すという実態があった⁵¹。したがって、アイゼンハワー政権には、日本での些細な事件によって復活したパウ法案が可決され、駐留国で罪を犯した米兵に対する裁判権を当該国に渡さないという姿勢をアメリカが示すことによって、外国政府がこれまで応じてきた自発的な裁判権放棄を拒否するようになるのではないかという懸念があった。アイゼンハワーは友人に宛てた書簡の中で、地位協定は、米兵が外国で起こした大多数の犯罪に対してアメリカが裁判権を保持できる唯一の手段であると述べ⁵²、国防省の法律顧問であるディチャート (Robert Dechert) も、共和党の議会指導者との会合で、外国政府がこれまで97%もの裁判権を放棄してきたことを指摘し、もしアメリカが裁判権を放棄しないと言えば、外国政府は裁判権放棄をする件数を減らしてしまうだろうと述べた⁵³。同会合で、マーティン (Joseph Martin) 下院議員は、多くの民主党員がパウ法案を推進し、政権を

揺るがそうとしていること、また満場一致でこの法案が通るであろうことを報告し、ダークセン（Everett Dirksen）上院議員もまた、議会が大統領の拒否権を覆すであろうという推測を示したが、アイゼンハワーはどんなことがあっても闘う明確な意図を示したのであった⁵⁴。

パウ法案を「全力を挙げて反対すべきもの」だと考えたアイゼンハワーや政府関係者はこの法案の通過を阻止しようと、議員に働きかけた⁵⁵。アイゼンハワーはマーティン議員に、議会によるパウ法案の通過は「我々の安全を脅かし、友人を隔離し、我々の生活様式を破壊しようとしている人たちに援助と慰めを与え」、「我々の国家利益や平和と自由の原則を世界に維持しようとする我々の目的に対して最も悪影響を与えることになる」という書簡を送った⁵⁶。また、ウィルソンは下院外交委員会に手紙を送り、米軍に対する外国の裁判権を否認することの実際の結果は「世界中から米軍が撤退することであり」、そのことが共産主義に対抗する同盟による防衛システムの破壊を意味すると述べた⁵⁷。ジラードに対する裁判権放棄の撤回は、地位協定の改定や破棄を求める孤立主義的な議員を強めてしまう可能性があった。さらに、アイゼンハワーは記者会見で、海外に米軍を駐留することを可能にさせ、同盟システムの維持に寄与している地位協定が、アメリカにとっていかに重要かを語ることによって、世論やメディアにも働きかけた⁵⁸。

アイゼンハワーは、アメリカの外交問題一般に対する「測り知れない無知」、あるいは「アメリカの福利よりも局地的な政治感情への多大な関心」を反映した議会の反応がパウ法案を通過させてしまうことに対して危機感を持っていた⁵⁹。彼はアメリカの国際的な立場や義務への議員の無理解が「10 から 15 ヤードから女性を撃った男を国の英雄にしてしまう」という現況に憤りを感じていた。彼は地位協定がアメリカと受け入れ国との「合理的な裁判権のバランス」を築くという点から、「我々の防衛同盟の基礎」にあるとみなし、これらの協定の破棄はアメリカ人が海外に持つすべての基地の放棄を意味すると考えた⁶⁰。アメリカの国家安全を守るために、アイゼンハワー政権はジラードの日本への引き渡しを決定したのであった。

【おわりに】

7月12日、アメリカ連邦最高裁判所がアメリカ政府を支持する判決を下し、ジラードの裁判権問題に決着がついた。さらに、7月17日にはパウ法案が上院外交委員会によって否決され、アイゼンハワー政権が恐れていた地位協定破棄の事態も免れた⁶¹。裁判権を委ねられた前橋地裁は11月19日、ジラードに対し、懲役3年、執行猶予4年の判決を下した⁶²。

ジラードに対する裁判権放棄という政府の決定後高まった、アメリカにおける議員や世論の反応には他国の防衛のために駐留しなくてはならない米軍に対する同情や、アメリカ人として保障されている憲法上の権利がいかなる状況でも守られるべきだとの意識が垣間見える。さらに、日本の司法制度に対する不信感も根強く、それはアメリカ人の自国の制度に対する強い信頼につながっていた。退役軍人をはじめとするアメリカ人はジラードを日本に引き渡すというアメリカ政府の決定に批判的な議員を支持した。

外交政策決定において議会は「行政の批判者」として政府の行動に制限を与える役割を期待されている。しかし、「選挙民の限られた利益を満足させることで生き残る」議員は外交問題に対して短期的な利益で動いている⁶³。当初、ジラード事件に興味を持たなかった議員の中には、世論の拡大に応じてこの問題に関わるようになった者もいた。また、孤立主義的な議員の中には日本の司法制度への疑義や海外に駐留するジラードへの同情から政府の決定に反対する者がいる一方、この問題を地位協定の破棄に利用しようとする者もいた。議員の議論はジラード事件に関する誤解や日本に対する偏見に基づいていたが、フルブライト（William Fulbright）上院議員が指摘するところの「しばしば我々の外交関係における必要性や危険や機会に無知である」人々の感情にアピールし、多くの支持を得たのであった⁶⁴。

一方で、アイゼンハワー政権は、このような議員や世論の攻撃に屈することなく、ジラード事件に対して冷静な対応を続けた。この対応の裏には、裁判権放棄の決定を覆すことによって、極東戦略の「要塞」である日本がアメリカから離れて中立化、あるいは共産化することへの不安と同時に、世界

中に駐留する米軍に関する地位協定全体のシステムを麻痺させようとする一部議員の動きを後押ししてしまうことへの懸念があった。冷戦状況において、同盟国がアメリカから離れるのを阻止しなくてはならなかったアイゼンハワー政権にとって、アメリカの国際的な立場を理解することなく、地位協定放棄を意味するパウ法案を推し進めようとする議員の動きは脅威であった。

政治学者のメランソン（Richard A. Melanson）は、アイゼンハワーの外交政策決定には、「調和のとれた自由世界」の拡張という彼の願望が反映されており、また、それを阻もうとする「自己中心的で視野の狭い集団」を封じ込めるために彼自身が外交政策で主導権をとったと指摘する⁶⁵。ジラード事件の対応においても、アイゼンハワーは自由主義陣営を支える防衛システムを維持するために裁判権放棄の決定に固執し続けた。そして、最終的に、同盟国への関心が薄く、自国中心的で、自身の目的を達成することのみを考えた孤立主義的な議員の「封じ込め」に成功したのであった。

¹ 『朝日新聞』（夕刊）、2011年8月26日。

² 豊田祐基子『「共犯」の同盟史：日米密約と自民党政権』（岩波書店、2009年）、3頁。

³ 池田直隆「ジラード事件の再検討—台湾における事例との比較を中心として—」（『軍事史学』、第46巻第2号、軍事史学会、2010年9月）、127-42頁。

⁴ さらに明田川は、アメリカ側の裁判権放棄決定の裏には、ジラードの刑を軽減するとの機密取り決めがあったと指摘している。明田川融『日米行政協定の政治史』（法政大学出版局、1999年）、249-66頁。

⁵ Memorandum of a Telephone Conversation Between Dulles and Snyder, May 21, 1957, *Foreign Relations of the United States* [hereafter *FRUS*] 1955-1957, 23, Japan (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1991), 305.

⁶ 議会と政府との関係を論じた研究は多いが、政府の東アジア安全保障政策に対する議会の関わりを論じたものとして、我部政明「アメリカの東アジア戦略への議会の関与」『戦後日米関係と安全保障』（吉川弘文館、2007年）、240-91頁を挙げておく。

⁷ 『朝日新聞』、1957年2月4日、5日、6日、*New Yorker*, July 7, 1957, 65; Walter

- S. Robertson to Dulles, May 20, 1957, *FRUS 1955-57*, 294.
- ⁸ 『朝日新聞』、1957年2月6日。
- ⁹ Outerbridge Horsey to the Department of State, Feb. 8, 1957, *FRUS 1955-57*, 261; Michael Schaller, *Altered States: The United States and Japan since the Occupation* (New York: Oxford University Press, 1997), 128. 日本共産党も同様にこの事件を反米、反基地運動と結び付けようとした。『赤旗』、1957年2月22日。
- ¹⁰ Memorandum for Governor Adams, June 1, 1957, Girard, William S. Box 2, Name series, White House Central Files, 1953-61, Eisenhower Library; The Department of the Army to the Commander in Chief, Far East, April 26, 1957, *FRUS 1955-1957*, 283.
- ¹¹ *New York Times*, June 6, 1957.
- ¹² *Ibid.*, June 19, 1957.
- ¹³ *Ibid.*, May 19, 1957; *Washington Post*, May 25, 1957. 『ニューヨーク・デイリー・ニュース』は日本側によるジラードの裁判を許した極東軍参謀次長を激しく糾弾した。『東京新聞』、1957年5月27日。
- ¹⁴ *New Yorker*, July 7, 1957, 68.
- ¹⁵ 『毎日新聞』、1957年5月23日。
- ¹⁶ *New York Times*, June 6, 1957.
- ¹⁷ Telegram from Cooper T. Holt, May 18, 1957; Telegram from Dan Daniel, May 21, 1957; Telegram from Dominick L. Strada, June 4, 1957, William Girard, Box 254, General File 12-E 1958 (1), White House Central Files, 1953-61, Eisenhower Library. ダニエルに対して大統領特別顧問のモーガン (Gerald D. Morgan) が出した手紙が残っている。この手紙の中でモーガンは日米合同委員会でのジラードの引き渡しの詳細とともに、日本における行政協定の実施が日本との相互信頼と協力のための「最大の手段」であると述べている。Letter to Commander Dan Daniel, June 4, 1957, *ibid.*
- ¹⁸ ホワイトハウスに送られた手紙や電報はアイゼンハワー図書館の White House Central Files, General File 1958 (1), Box 254, William Girard(1)-(4)に収められている。
- ¹⁹ 『東京新聞』、1957年5月28日、『日本経済新聞』、1957年6月20日。
- ²⁰ State Resolution, State of Illinois, May 22, 1957, William Girard (3), Box 254, General File 1958 (1), White House Central Files, Eisenhower Library.
- ²¹ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 6, 85th Congress, 1st sess. (Washington D.C. USGPO, 1957), 8321; *Congressional Record*, Vol. 103, Part 7, 85th Congress, 1st sess. (Washington D.C. USGPO, 1957), 8543. 他にも共和党のアロット (Gordon Allott) 上院議員、チャーチ (Marguerite Church) 下院議員、ヨハンセン (August Edgar Johansen) 下院議員らも同様の主張をしている。
- ²² アイゼンハワー大統領図書館に現存する 60 余りの手紙、電報のうち、半数が

ジラードの憲法上の権利侵害を訴えている。

- ²³ 斎藤眞、永井陽之助、山本満編『戦後資料日米関係』（日本評論社、1969年）、87頁。
- ²⁴ 1957年2月7日、事件が起こった相馬村の村議・地区連絡員の協議会で基地反対運動への協力を拒否することを決めた際に、基地反対の声は全く出なかったという。『朝日新聞』、1957年2月8日。また、事件当初、ジラードの行為そのものを批判していた主要な新聞は、社会党がより急進的な行動を取るようになるかと慎重な態度を示すようになった。『東京新聞』、1957年2月9日、『読売新聞』、1957年2月11日、『毎日新聞』、1957年2月16日、『産経新聞』、2月21日。
- ²⁵ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 8, 85th Congress, 1st sess. (Washington D.C. USGPO, 1957), 10121-122.
- ²⁶ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 7, 8837.
- ²⁷ *Ibid.*, 8875.
- ²⁸ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 8, 10045.
- ²⁹ 例えば、ある会社の副社長は国防省と国務省の決定は行政協定の解釈において「ひどい間違い」であり、アメリカ政府の決定は、ジラードを日本の裁判所に引き渡すという犠牲を伴う、日本のメディアや国民を大騒ぎさせている共産主義の「扇動者」への妥協にすぎないと厳しく批判した²⁹。Letter from P.W. Gifford, June 8, 1957, William Girard (1), Box 254, General File 1958 (1), White House Central Files, Eisenhower Library. その他にも Telegram from Walter Johnson, June 5, 1957, William Girard (2), *ibid*; Letter from A.B. Everhart, July 11, 1957, William Girard (4), *ibid.* などにおいてこのような議論がみられる。
- ³⁰ 『ニューヨーク・タイムズ』は「日本の左翼分子」がジラード事件に関する世論を煽っているとし、日本の裁判所はジラードの裁判権をアメリカに戻すべきであると主張し、『ニューヨーク・ポスト』はアメリカ政府が「日本人の怒りの祭壇にジラードをいけにえとして供えるつもりでいる」ことは明らかだとした。New York Times, June 6, 1957; 「ニューヨーク・ポスト論説」1957年6月9日、斎藤編『戦後資料日米関係』、86頁。
- ³¹ New York Times, June 9, 1957; Newsweek, July 11, 1957, 11.
- ³² 田中英夫『アメリカの社会と法：印象記的スケッチ』（東京大学出版会、1972年）、234-35頁。
- ³³ 一例として、Letter from Robert Desky to Senator Knowland, June 5, 1957; Letter from Chester E. Mellow to Gerald Morgan, June 17, 1957, William Girard (4), Box 254, General File 1958 (1), White House Central Files, Eisenhower Library.
- ³⁴ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 6, 7265.
- ³⁵ *American Foreign Policy 1957* (New York: The State Historical Society of Wisconsin Library, 1971), 1148; *Public Papers of the Presidents of the United States: Dwight D.*

-
- Eisenhower, 1957* (Washington D.C.: USGPO 1958), 437.
- ³⁶ *New York Times*, June 14, 1957.
- ³⁷ 渡辺洋三, 吉岡吉典編『日米安保条約全書』(労働旬報社、1968年)、75頁。
- ³⁸ *Time*, June 17, 1957, 10-11.
- ³⁹ 例えば、共和党のブリッカー (John W. Bricker) 上院議員は、アメリカ軍の保護を必要としている同盟国はアメリカの軍法を受け入れなくてはならないと主張した。*Time*, June 17, 1957, 11; 『毎日新聞』、1957年5月21日。
- ⁴⁰ *Ibid.*, 10-11; *Newsweek*, July 8, 1957, 8-9; *American Foreign Policy 1957*, 1159-60.
- ⁴¹ *Newsweek*, *ibid.*
- ⁴² Dwight D. Eisenhower, *Waging Peace, 1956-1961* (New York: Doubleday, 1965), 143.
- ⁴³ *Congressional Record*, Vol. 103, Part 6, 8454; *Congressional Record*, Vol. 103, Part 8, 10778.
- ⁴⁴ 原彬久「安保改定と日米関係の構図」(『平和研究』10号、1985年11月)、12-13頁。
- ⁴⁵ Progress Report on U.S. Policy Toward Japan (NSC 5516/1) Feb. 6, 1957, Operation Coordinating Board, box 15, quoted in Schaller, 130.
- ⁴⁶ The Embassy in Japan to the Department of State, April 17, 1957, *FRUS 1955-57*, 277-79.
- ⁴⁷ The Embassy in Japan to the Department of State, May 24, 1957, *ibid.*, 315-16.
- ⁴⁸ MacArthur to Dulles, May 25, 1957, *ibid.*, 325-30.
- ⁴⁹ *New York Times*, June 9, 1957; Robert L. Branyan and Lawrence H. Larsen, *The Eisenhower Administration, 1953-1961* (New York: Random House, 1971), 1157-59.
- ⁵⁰ *Time*, June 17, 1957, 10.
- ⁵¹ アイゼンハワーは6月4日の議会指導者との会合において、それまで日本で起こった14,000件の米兵による犯罪のうち、13,642件で裁判権を放棄したこと、またアメリカで裁くよりもより軽い刑が科されてきたことを説明した。
Supplementary Notes on the Legislative Leadership Meeting, June 4, 1957, *FRUS 1955-57*, 337.
- ⁵² Letter to Swede Hazelett, July 22, 1957, DDE Dictation, July 1957, Box 25, DDE Diary Series, Ann Whitman File, Eisenhower Library.
- ⁵³ Legislative Supplementary Notes, July 9, 1957, Legislative Leaders Meetings 1957 (4) [July-August], Box 2, Legislative Meetings Series, Ann Whitman File, 1953-61, Eisenhower Library.
- ⁵⁴ *Ibid.*
- ⁵⁵ Telephone Calls, July 16, 1957, July 1957 Phone Calls, Box 25, DDE Diary Series, Eisenhower Library. アイゼンハワーの補佐であるアダムス (Sherman Adams) はダレスに、共和党のリーダーと同様民主党のリーダーとも話し合うべきだと提

案した。さもないければ、地位協定に関して「深刻な将来の反響」が起こるだろうと警告した。Telephone Calls, May 31, 3/8/57 to 8/14/57 (2), Box 10, CAH Telephone Calls, Herter Papers, Eisenhower Library.

⁵⁶ Eisenhower to Martin, July 20, 1957, quoted in Branyan and Larsen, 1158-60. さらにアイゼンハワー自身がスタッフに対して議員にバウ法案を支持しないことを頼むよう指示した資料もある、Miscellaneous Memoranda Telephone Calls, June 4, CAH Telephone Calls 3/8/57 to 8/14/57, 1957, Box 10, Herter Papers, Eisenhower Library; Telephone Calls, July 16, 1957, July 1957 Phone Calls, Box 25, DDE Diary Series, Eisenhower Library.

⁵⁷ Eisenhower, 17.

⁵⁸ *Public Papers of the Presidents of the United States*, 549.

⁵⁹ Letter to Swede Hazelett.

⁶⁰ *Ibid.*

⁶¹ 『朝日新聞』（夕刊）、1957年7月12日；Branyan and Larsen, 1158.

⁶² 『朝日新聞』（夕刊）、11月19日。

⁶³ Charles W. Kegley, Jr. and Eugene R. Wittkopf, *American Foreign Policy: Pattern and Process*, 4th ed. (New York: St. Martin's Press, Inc., 1991), 406, 420-21.

⁶⁴ *Ibid.*

⁶⁵ Richard A. Melanson, "The Foundations of Eisenhower's Foreign Policy," Richard A. Melanson and David Mayers, eds., *Reevaluating Eisenhower* (Chicago: University of Illinois Press, 1987), 48-49.